

社会福祉法人 神奈川県共同募金会
役員・評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人神奈川県共同募金会（以下、「当法人」という。）の定款第9条及び定款23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (2) 評議員等とは、評議員、配分委員会委員、評議員選任・解任委員会委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 定款第23条の規定に基づき、常勤役員には第4条に定める支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(常勤役員の報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 報酬は、別表1「常勤役員の報酬の上限額」のとおりとする。
 - (2) 賞与は、別表2「常勤役員の賞与の上限額」のとおりとする。
 - (3) 退職手当及びこれに準ずる手当は、支給しない。
- 2 前項各号および通勤手当の支給方法は、職員給与規程の例による。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員ならびに評議員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、職員旅費規程に準じて出張費として支給することができる。
- 3 非常勤役員ならびに評議員等には、前2項に定める費用の他、理事会及び評議員会ならびに各委員会の出席及び出張に際し、諸雑費として1日あたり120円を支給する。

(公表)

第6条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別途定めるものとする。

附則

- 1 この規程は平成29年7月1日から施行する。
- 2 この規程により、常勤役員の給与等に関する規程（平成元年4月1日施行・平成15年4月1日改正）及び役員・評議員の費用弁償に関する規程（昭和54年7月1日施行・平成2年12月1日改正）は、廃止する。

[別表]

別表1 常勤役員の報酬の上限額
一人につき年 400万円

別表2 常勤役員賞与の上限額
一人につき年 120万円